

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人福岡県立大学（以下「実施機関」という。）が平成21年3月11日20福県大経第230号で行った決定（以下「本件決定」という。）のうち、開示又は不存在により非開示とした決定は妥当であるが、部分開示決定を行ったもののうち、下記6(2)イ(ア)及び(ウ)で「非開示は妥当ではない」と判断した部分は開示すべきである。また、6(3)で「欠落していると認められる」としたものについては、対象公文書として特定し、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、次のとおりである。

- (1) 公立大学法人福岡県立大学処分事由調査等委員会（以下「処分事由調査等委員会」という。）の資料（開催分すべて）
- (2) 福岡県立大学活性化委員会（以下「活性化委員会」という。）の資料、議事録、委員の報酬・旅費・出張命令・復命
- (3) 第4回及び第5回理事会の資料、議事録、出席者名簿（第4回のみ）
- (4) 経営管理部長の処分事由調査等委員会及び活性化委員会へ出張命令・復命

実施機関は、平成21年2月7日付けで行われた開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、本件決定において、上記(1)について、条例第7条第1項第1号及び第5号該当を理由に部分開示決定を行った。また、(3)のうち、第4回理事会の出席者名簿及び議事録並びに第5回理事会の議事録を全部開示、その他を条例第7条第1項第1号及び第5号該当により部分開示とする決定を行った。さらに、(2)及び(4)については、不存在を理由に非開示決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成21年2月7日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき本件請求を行った。

イ 平成21年3月11日付けで、実施機関は本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成21年4月10日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として実施機関に異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。なお、部分開示とされた公文書に係る主張は、なされていない。

(1) 活性化委員会の資料等の不存在について

過去に開示を受けた公文書により、活性化委員会の存在は明らかである。実施機関は、活性化委員会の進化形が処分事由調査等委員会であると説明しているが、両者は意味合いが全く異なるものである。不存在なのではなく、開示しないあるいは開示できないのではないかとの不信感を抱く。

(2) 経営管理部長の出張命令書の不存在について

処分事由調査等委員会の会議メモには、出席者として経営管理部長の氏名が記載されており、公務の出張であることは明らかである。また、同じ会議に出席している他の職員は出張命令を出して出席している。「当人が、貴殿に係る事柄の権利の行使等を快しとせず、これを強く拒否、放棄したため存在しない。」とする実施機関の不存在の理由説明は、開示請求者に対する侮辱以外の何者でもない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 第7条第1項第1号（個人情報）該当性について

本件公文書中、平成19年度第4回臨時理事会の資料である「理事会資料（別冊）」及び処分事由調査等委員会の資料である「処分事由調査等委員会」「第2回処分事由調査等委員会」「第3回処分事由調査等委員会次第」に記録された情報のうち、開示対象者以外の個人名が記載された部分については、本号に該当する。

(2) 第7条第1項第5号（任意提供情報）該当性について

実施機関は、本件公文書中、上記(1)で特定した公文書に記録された情報のうち、開示対象者以外の個人名が記載された部分について、これが本号にも該当する旨主張しているが、その具体的理由については特に述べていない。

(3) 公文書の不存在について

ア 活性化委員会の資料等について

当初は活性化委員会を立ち上げる予定であったが、その後県（学事課）との協議を経て、同委員会を進化させたものが処分事由調査等委員会である。よって、活性化委員会は存在していないため、委員会も開催しておらず、文書は存在しない。

イ 経営管理部長の出張命令書について

当時の経営管理部長が、開示請求者に係る事柄の権利の行使等を快しとせず、これを強く拒否、放棄したため存在しない。

6 審査会の判断

(1) 部分開示決定に係る非開示情報について

上記2で列挙した本件公文書のうち、処分事由調査等委員会の資料（開催分すべて）及び第4回、第5回理事会の資料中の次のアからウまでに掲げる情報が、条例第7条第1項第1号及び第5号に該当（第5回理事会の資料である「処分事由等調査委員会の活動等報告」中の「実施機関の職員の職名等」だけは第1号のみに該当）するとして非開示とされている。

ア 実施機関の職員の氏名等の情報

イ 実施機関の職員の職名、退職年月日その他の個人に関する情報

ウ 資料の項目名等の情報

(2) 開示・非開示の判断

ア 基本的な考え方

(7) 条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性

条例第7条第1項は、公文書の原則開示を定めているが、同項第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、非開示とすることを定めている。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいう。照合の対象となる「他の情報」は、一般人が通常入手し得る情報を指し、関係者だけが有するような特別な情報や、特別な調査をすれば入手し得るかもしれない情報などは含まれない。

また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることによ

り、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、例えばカルテや反省文といった個人の身体状態、人格等と密接に関連する情報等で、これを公にすると、仮に個人識別部分を除いたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものや、一般人には識別できないが、特定の者に個人が識別されることにより権利利益の侵害が生じる性質の情報を指す。

本件公文書には、特定の職員の懲戒処分検討に係る情報が多く含まれていることから、特定の者に個人が識別されることにより権利利益の侵害が生じる場合があり得ることを考慮し、適切に判断する。

(イ) 条例第7条第1項第5号（任意提供情報）該当性

条例第7条第1項第5号は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報について、情報提供者の信頼と期待を保護する観点から、任意提供情報の非開示情報としての要件を定めたもので、対象となる情報が、その性質から公にしないとの条件を付することが合理的であると認められる程度のものであるか否かを判断する。

イ 非開示情報の開示・非開示の判断

上記(1)の3項目の非開示情報について、まず、条例第7条第1項第1号該当性を、次に、同号に該当しないものについてのみ同項第5号該当性を検討し、開示・非開示の判断を行う。

(7) 実施機関の職員の氏名等の情報

当該情報は、特定の職員の懲戒処分について、処分事由調査等委員会等で検討するために、実施機関が取得し、あるいは関係者から提供された情報等を整理して、資料や議事録等として取りまとめたものの中に含まれる、実施機関の職員の氏名等である。

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1項第1号本文に該当し、非開示は妥当である。

ただし、これらのうち、処分事由調査等委員会の設置に関する資料中、委員構成を検討する項目欄に記録された職員の氏名については、条例第7条第1項第1号ただし書ハに定める「公務員等の職務の遂行に係る情報」であって同項第1号本文には該当しない。また、「公務員等の職務の遂行に係る情報」であるので、同項第5号にも該当せず、非開示は妥当ではない。

(イ) 実施機関の職員の職名、退職年月日その他の個人に関する情報

当該情報は、特定の職員の懲戒処分について、処分事由調査等委員会

等で検討するために、実施機関が取得し、あるいは関係者から提供された情報等を整理して、資料や議事録等として取りまとめたものの中に含まれる、当該特定の職員の懲戒処分の検討に関係する者の情報であり、実施機関の職員の職名や関係者の言動に関する記述等、個人に関する情報である。

これらの情報は、それだけでは一般人には個人を識別することができないが、処分検討に直接関与した者や、実施機関の関係職員等には、特定の個人を識別することが可能であると認められる。また、特定の職員の処分検討に関して、処分検討対象となった事象の加害者又は被害者という立場で関与したとされる者の言動に関する情報であるので、通常、他人に知られることを望まず、開示されることにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該情報は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、非開示は妥当である。

(ウ) 資料の項目名等の情報

当該情報は、処分事由調査等委員会の資料の中に記録された単なる資料の項目名である。

当該情報は、個人に関する情報には該当しないため、条例第7条第1項第1号には該当しない。また、資料中の項目名であるので、同項第5号にも該当せず、非開示は妥当ではない。

(3) 本件公文書の未決定部分について

本件公文書のうち、処分事由調査等委員会の資料として部分開示されたものには、資料の目次のページと実際の資料のページが一致しない部分があり、実施機関が行った決定において、特定すべき公文書が欠落していると認められる。

よって、当該部分を対象公文書として特定し、開示・非開示の決定を行うべきである。

(4) 本件公文書の不存在について

実施機関は、本件公文書のうち、活性化委員会の資料等及び経営管理部長の処分事由調査等委員会、活性化委員会への出張命令等について、不存在を理由とする非開示決定を行っていることから、その妥当性の判断を行う。

実施機関は、活性化委員会について、上記5(3)アのとおり、委員会設置の検討は行ったが、最終的に設置には至っておらず本件公文書が存在しない旨主張している。審査会において、実施機関に対しこの経緯の説明を求めた

が、当初、活性化委員会として設置を考えていたものの、県学事課との協議を経て、同委員会に代えて処分事由調査等委員会を設置したもので、本件公文書を作成していないとする実施機関の説明に不合理な点は見受けられなかった。

また、当審査会においては、実施機関を対象に、不存在とされている本件公文書が保存されていないか見分を行った。

本件公文書が保存されている場所として想定される経営管理部の執務室及び書類等を保存している倉庫に赴き本件公文書が保管されていないかの見分を行った結果、活性化委員会の存在をうかがわせる文書は存在せず、また、平成19年度の経営管理部職員全員の出張命令書を綴った出張命令書のファイルの中に、経営管理部長の両委員会への出張命令書は存在しなかった。

したがって、実施機関の決定は妥当であると判断する。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。